

次の業務委託にかかる受注者の公募を執行するので、次のとおり公告する。

大阪市契約担当者
大阪市建設局長 寺川 孝

案件名称	令和8年度放棄自動車等処理業務委託	
履行場所	市内一円	
履行期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日	
案件概要	<p>①本市管理の道路上、公園内等に放棄されている道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条に規定する自動車、原動機付自転車（ただし道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車を除く。）を収集運搬し、自動車については使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条に規定する使用済自動車として適正に処理する。ただし、自動車又は原動機付自転車のうち、道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車の収集運搬については、二輪車リサイクルシステムによる処理が不能な二輪車とする。</p> <p>②履行期間内に自動車12台、自動二輪車7台程度を適正に処理する。ただし、数量の増減がある。</p> <p>③収集運搬並びに処理に要する費用は無償とする。ただし、放棄されている自動車に使用済自動車の再資源化等に関する法律第73条に規定する再資源化預託金が預託されていない場合は、本市が預託金を負担する。</p>	
委託種目	13 その他代行	
公募参加資格	登録種目	13 その他代行（本市入札参加有資格者名簿に「13 その他代行」で登録されている者。）
	必要な許認可（登録）等	使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条の規定に基づく引取業者の登録を受けていること。
	その他（実績要件等）	<p>①平成16年度から公募参加申請までの間に、当局発注の放棄自動車等処理業務委託の指名実績又は契約実績を有すること。又は、平成17年1月から公募参加申請までの間において、1年間で使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条に規定する使用済自動車として適正に20台以上の自動車の処理実績を有すること。</p> <p>②公募参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>③公募参加申請時において、大阪市暴力団排除条例に基づく入札等除外措置を受けていないこと。</p> <p>④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しないこと。</p>
その他	<p>①当該公募に参加しようとする者で、関係会社にある場合は、そのうちの一者しか参加できない。</p> <p>②協同組合が本件業務の公募参加申請を行う場合には、その組合員が単独の企業としての参加申請を行うことはできない。</p>	
公募参加資格審査資料等提出日時	令和8年1月23日から令和8年2月6日までの午前9時から午後5時30分まで（ただし、土日祝及び午後0時15分から午後1時を除く）（持参または郵送で、郵送の場合は必着、不備等による再提出含む）	
公募参加資格審査資料	本ファイル（公告）添付の「提出資料について」とおり。提出の際には、本ファイル（公告）添付の様式を使用すること。	
公募参加者決定日時	<p>令和8年2月20日 午後2時00分から15分の間に管理課窓口へお越しください。 (上記時間の間に参加者決定通知書を受領してください。電話等による参加者決定通知の連絡は行いません。午後2時15分を過ぎた場合は失格とします。)</p> <p>その後、決定通知を受け取った方が複数あった場合には、決定通知を受け取った方を対象に抽選を行います。</p> <p>なお、抽選には本市入札参加資格申請において、届け出ている印鑑が必要となります。ただし、印鑑が持参できない場合は、代理人に受注者決定に関する抽選にかかる権限を委任する旨の委任状を提出してください。</p>	
受注者の決定方法	資格審査の結果、公募参加有資格者が一者であった場合にはその者を受注者とします。ただし、公募参加有資格者が複数あった場合には抽選にて契約相手方一者を決定します。	
抽選場所	大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟 6階 建設局入札室（予定）	
抽選日時	令和8年2月20日 午後2時15分～（公募参加者決定後に案内します）	
抽選の無効	<p>①公募参加資格がない者、又は書面による確認を受けない代理人がした抽選</p> <p>②指定の日時までに公募参加資格審査資料が提出されず、又は到達しなかった抽選</p> <p>③抽選に関し不正な行為を行った者がした抽選</p> <p>④申請書類に虚偽の記載をした者の抽選</p>	
事業・契約担当	建設局総務部管理課適正化担当 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟6階 電話 06-6615-6685	